資料3−2

保育の必要性の基準の見直し～①保育士加点要件の見直し

現状:「保護者のいずれかが保育士資格を有し保育に従事するものとして市内の認可保育施設において1年以上継続して勤務(内定を含む。)する場合」に加点している

改正案:「市内の認可保育施設(一時保育事業を含む。)」として、一時保育事業に従事する保育士を含める。

理由:この加点は平成31年4月1次入所申請から導入していて、保育士の確保により安定的な保育所運営を図り、もって保育の質を担保することを目的とする。
令和2年度4月1次入所選考においてはこの加点の対象者10人のうち、入所決定者9人であった。このように市内保育施設の保育士不足の解消にも一定の成果が認められたことを受け、一時保育事業に従事する保育士にも対象を広げる。なお、保育士資格を有しない保育従事者については、各施設からの意見などを参考に今後も検討を続ける。
※また、この保育士への加点を、新しく入園の申込をした者に限る(転園の申込者を除く)ように改める。
理由:既に市内の保育施設で保育を受けて復職していれば、市の保育士不足の解消のためという目的は達成されているから。

保育の必要性の基準の見直し～②「内定」欄の削除

現状：「内定（就労開始前）」については、点数としては就労をしている者に比べ低い点数となるが、就労と同等に評価する運用がされている。

改正案：「内定」欄を削除し、就労と同等の点数で評価している運用を明文化する。

理由：内定と就労とで点数上大きく差異を設ける必要性は低いと考えられるので、別途「同一指数世帯の優先順位に係る取扱基準」を選考事務担当用に定め、同一指数となった場合の考慮事項とする。

保育の必要性の基準の見直し～③「待機点」の廃止

現状：保育園の申請を行ってから
１年以上の者には１点、２年以上の者には２点を加点（いわゆる待機点）している。
それにより、不要な申請と選考が増加し、
入所が決定しても辞退する者もいる。
（参考：令和元年度の辞退件数は40件）
なお、近隣市区では待機点を設ける自治体は少ない。

改正案：「待機点」を廃止し、不要な申請と選考を抑止する。もっとも、保育園の申請を行って入所できるまでの期間が長くなってしまっている者に対しては一定の配慮が必要なので、別途「同一指数世帯の優先順位」に係る取扱基準を選考事務担当用に定め、同一指数となった場合の考慮事項とする。

近隣市区との比較

	待機点
和光市	１年で１点、２年で２点
朝霞市	１年で２点、２年で４点、３年で６点
志木市	なし
新座市	なし
板橋区	なし
練馬区	なし

保育の必要性の基準の見直し～④「兄弟点」の改正

現状：兄弟姉妹が在園する園を希望する場合にその園のみに2点、兄弟姉妹が同じ園を第1希望で希望する場合にその園のみに1点を加点（いわゆる兄弟点）している。

改正案：「申請の締切日現在、既に市内の認可保育施設（地域枠に限る。）に兄弟姉妹（入所時に卒園する者を除く。）が在園している子ども」に1点、「申請の締切日現在、未就学児（入所時に未就学児である者に限る。）の兄弟姉妹が1人以上いる子ども。ただし、申請の締切日までに対象となる兄弟姉妹がいることを申告した場合に限る」に1点を加点　に改める。

他市状況		加点
新座市	世帯中の就学前児童の数が2人⇒申請児童全員に3点。 ※保育施設在園かどうかは問わない	3
	世帯中の就学前児童の数が3人以上⇒申請児童全員に4点。 ※保育施設在園かどうかは問わない	4
	多胎児加算（当該児童の同時申請に限る。転園は除く。）	1
朝霞市	兄弟姉妹が1人だけ、保育所等の利用調整をしている又は認可保育施設（事業所内の地域枠を除く）を給付を受けて利用している	1
	兄弟姉妹が2人以上、保育所等の利用調整をしている又は認可保育施設（事業所内の地域枠を除く）を給付を受けて利用している	3
	兄弟姉妹が別々の認可保育施設を給付を受けて利用している場合において、兄弟姉妹が同じ認可保育施設となるよう希望している転所申請	1
志木市	入園を希望する月において、未就学児（当該児童含む）が2人いる世帯	1
	入園を希望する月において、未就学児（当該児童含む）が3人以上いる世帯	2
	入園を希望する児童が多胎児である世帯（当該児童に係る入園に限る）	2
板橋区	入所申し込み締切日において、未就学児が3人以上いる世帯（ただし、入所月時点できょうだいが未就学児である場合に限る）	3
	入所を希望する児童が双生児以上である世帯（当該児童に係る入所に限る）	1
	入所・転園を希望する児童以外のきょうだいが、認可保育園、認定こども園、地域型保育施設のいずれかに在園中であるか（ただし、入所月時点できょうだいが在園していない場合は対象外）、入所希望月において、きょうだいで申込みの場合	2
練馬区	多胎児の児童が入園を希望する場合	3
	保育の利用申込締切日現在、未就学児童が3人以上いる世帯	5
	保育の利用申込締切日現在、小学校3年生までの児童が3人以上いる世帯	2
	受入年齢の上限が5歳児クラスの認可保育園の在園児が、同一世帯の他の児童の在園する保育園等への変更を希望する場合	2

理由：①近隣の自治体でも一律で同じ点数を付ける扱いをしていて、さらに近隣の自治体の兄弟点の配点は改正案よりも高い。
和光市でも兄弟申請について、より配慮する必要性がある。
②今までは、在園している園や同時申請の第1希望で希望する園ごとに異なる点数を付けていたが、希望する園に一律に同じ点数を付けることで点数を明確にする。

例）第１子が市内のＡ保育園に在園している状態で、第２子が入園申込をする場合

＜改正前＞第１子のいるＡ保育園のみに２点が加点される

＜改正後＞第１子がＡ保育園にいるため、申し込んだ全園に１点が加点され、
さらに第１子が未就学児なので、申し込んだ全園に１点が加点される
（１点ずつで、合計２点が加点される）

保育の必要性の基準の見直し～⑤入所辞退者の減点期間拡大

現状：入所を辞退した者の減点については、辞退した年度のみの減点となっており、待機点狙いの申請と相まって**不要な申請と選考が生じている。**

改正案：辞退した年度のみだった減点を、**次年度４月１次入所選考までの減点**に改める。

例）令和３年度６月の入所を辞退した場合

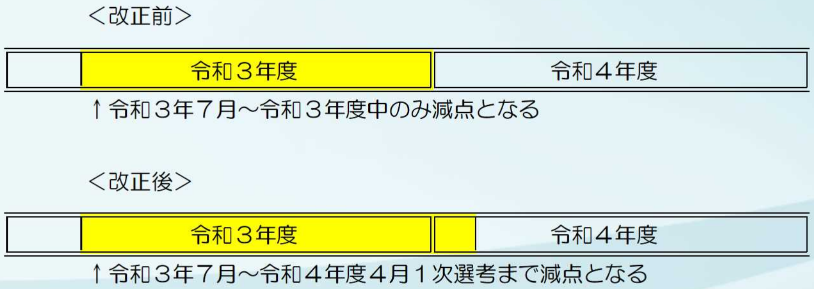

理由：**不要な申請と選考を抑止する観点と、過剰なペナルティを避ける観点との均衡から、次年度４月１次申請までの減点とすべき**と考える。

保育の必要性の基準の見直し～⑥滞納者の減点要件厳格化

現状：保育料の滞納があった者の減点について、現在、「保護者が3月以上6月未満の保育料を滞納している場合（納付相談等に応じている場合を除く。）（6月以上、12月以上の滞納も減点あり）」となっていて、
納付相談に応じただけで減点を免れる規定になってしまっている。

改正案：「保護者が3月以上6月未満の保育料を滞納している場合（納付相談等に応じている場合を除く。）（6月以上、12月以上も減点あり）」を、
「保護者が滞納し、かつ督促を受けた保育料を支払っていない場合（解雇等により支払いが困難になった等の特別な事情があると認める場合を除く。）。」に改める。

理由：納付相談に応じたことで減点を免れている現状は好ましくないので、
保育料が応能負担であることを踏まえ、解雇などの急な失業などを除き、
原則として保育料を滞納し、かつ督促を受けた保育料を支払っていない者について減点することとし、もって保育料を適正に納めるよう促すため。
なお、生活困窮の家庭など、就労が必要不可欠な家庭の児童については別途配慮する。

保育の必要性の基準の見直し～⑦無償化対象施設に係る加点廃止

現状：３～５歳児クラスの幼稚園や認可外保育施設等（以下「無償化対象施設」という。）に通う者について、加点がされている。

改正案：無償化対象施設に係る加点を廃止する。

理由：無償化前では、保育園に入所できず幼稚園や認可外保育施設等に通う保護者への金銭的負担等も大きかったのではないかと思われるが、無償化後についてまでそれらの施設に通う者に対して加点する理由に乏しい。